

重要事項説明書

エディオン モバイルe保険 PROは、デジタル端末の修理費用を補償する通信端末修理費用補償保険（紛失特約付）とネット利用時に他人とトラブルになった場合、弁護士費用および損害賠償費用を補償するネットトラブル弁護士費用補償保険（ネットトラブル賠償責任特約付）をセットにしたプランの名称です。

目 次

通信端末修理費用補償保険

契約概要

01	商品のしくみと補償内容について	2
02	引受条件について	4
03	保険料の払方と払込方法について	4
04	事故が発生した場合	4
05	保険金をお支払いできない主な場合（免責事由）	5
06	保険期間について	5
07	満期返戻金・契約者配当金について	5
08	解約返戻金について	5

注意喚起情報

01	クーリング・オフ	6
02	告知義務	6
03	責任開始日	6
04	保険証券	6
05	通知義務	6
06	保険料の払込猶予期間	7
07	保険契約の継続	7
08	保険金額の増額または減額	7
09	保険期間中の保険料の増額または保険金の削減	7
10	補償の重複	7
11	補償の消滅と復元	7
12	重大な事由による解除について	7
13	保険金をお支払いできない主な場合（免責事由）	7
14	少額短期保険業者について	8
15	少額短期保険業者破綻時の取扱いについて	8
16	お客様に関する情報の取扱いについて	8
17	「支払時情報交換制度」について	8
18	指定紛争解決機関について	8

ネットトラブル弁護士費用補償保険

契約概要

01	商品のしくみと補償内容について	9
02	引受条件について	10
03	保険料の払方と払込方法について	10
04	保険金をお支払いできない主な場合（免責事由）	11
05	保険期間について	12
06	満期返戻金・契約者配当金について	12
07	解約返戻金について	12

注意喚起情報

01	クーリング・オフ	13
02	告知義務	13
03	契約開始日と待期間について	13
04	保険証券	13
05	通知義務	14
06	保険料の払込猶予期間	14
07	保険契約の継続	14
08	保険金額の増額または減額	14
09	保険期間中の保険料の増額または保険金の削減	14
10	補償の重複	14
11	補償の消滅と復元	15
12	重大な事由による解除について	15
13	保険金をお支払いできない主な場合（免責事由）	15
14	少額短期保険業者について	15
15	少額短期保険業者破綻時の取扱いについて	15
16	お客様に関する情報の取扱いについて	15
17	「支払時情報交換制度」について	16
18	指定紛争解決機関について	16

通信端末修理費用補償保険

契約概要

この「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

01 商品のしくみと補償内容について

【特徴】

この保険は、被保険者が所有または使用する通信端末に、次の支払い事由が生じた場合に保険金をお支払いする費用保険です。

- ①外装破損、損壊、水濡れ全損、故障、および盗難が生じ修理費用を負担されたとき、または修理不能となったとき
- ②紛失が生じ代替されるものを再購入されたとき

【補償の対象となる通信端末】

被保険者が所有または使用する、日本国内で販売されたメーカー純正の製品（日本法人を設立している日本国外メーカーを含みます）および移動体通信事業者で販売された（仮想移動体通信事業者を含みます）、通常生活の用に供する無線通信が可能な端末機器に限り、以下①②を満たすことを条件に、1台を主たる補償端末（以下「主端末」といいます）とし、主端末以外の補償端末（以下「副端末」といいます）は2台を上限に登録することができます。

- ① 正常に全機能が動作するもの
- ② 登録時において次のいずれかの条件を満たすもの

（ア）新規取得した日から1年未満

（イ）新規取得した日から1年以上であってもメーカーまたは通信キャリアが提供する有償の補償サービスに加入しており、かつ当該サービスにより補償が受けられる状態 ※当保険の責任開始後は上記有償補償サービスの加入の継続は問いません。

※注意

補償端末に、被保険者以外が所有、使用する通信端末を登録することはできません。

ご契約者および被保険者

契約者	当社と保険契約を結び、契約上の様々な権利（契約内容変更などの請求権）と義務（保険料のお支払義務）を持たれる方をいいます。
被保険者	この保険の補償を受けられる方で補償対象となる通信端末を所有または使用する方をいいます。事前にご登録が必要です。

<補償対象端末に関する補足説明>

- ① 家族、知人、オークション等からの購入または譲渡された通信端末でないこと。
- ② 日本国内で使用することが認められている通信端末であること。（技適マークがあること）
- ③ メーカー（正規サービスプロバイダを含む）が修理対応を行っている端末であること。
- ④ 補償端末は、新品・中古品とも対象となります。ただし中古品の場合、法人が運営している販売店（オンラインショップを含む）で購入し、その時点において当該販売店による3ヵ月以上の製品保証（動作保証）が確認できる状態であることが条件となります。

【しくみ図】 修理費用保険金額および紛失保険金額は以下の通りです。

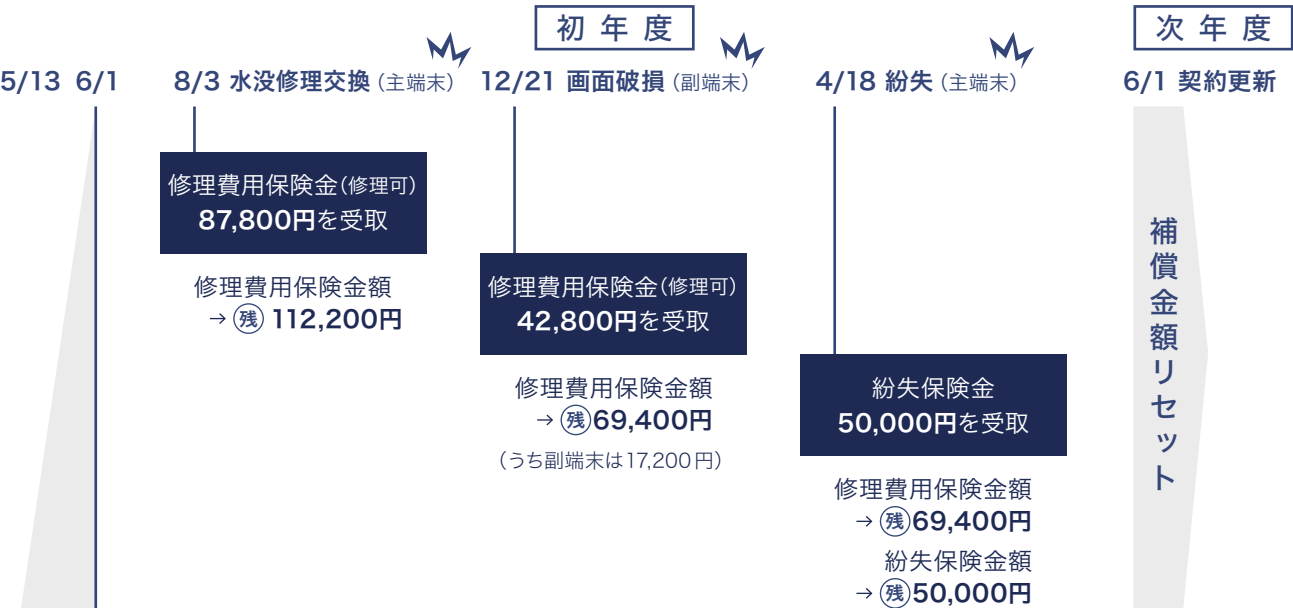
年間最大 200,000 円まで補償（主端末・副端末 / 修理可能・修理不能を通算して）※1

対象端末	通信端末修理費用保険金額 (各支払事由における支払い上限金額)		紛失保険金額
	修理可能の場合	修理不能 / 盗難の場合 ※4	紛失の場合 ※2
主端末 (必須 1 台)	最大 200,000 円	最大 50,000 円	最大 50,000 円
副端末 (最大 2 台) ※3	最大 60,000 円 (2 台合計)	最大 15,000 円	最大 15,000 円

- ※1 紛失に対する補償は修理費用保険金額とは別枠で、その支払い上限額は修理費用保険金額の50%（年間100,000円）です。
ただし、紛失以外の支払い事由において、修理費用保険金額の上限金額（年間200,000円）をお支払いした場合にはご利用いただけません。
- ※2 紛失に対する補償金額は紛失保険金額を上限に紛失された通信端末の購入金額と再購入金額（補償対象端末機器と同一の機種、型、能力のものに限り）のいずれか小さい額となります。
- ※3 副端末をはじめて追加登録する場合は登録日から30日間は補償されません。
- ※4 登録端末の購入金額が本表記載の金額以下の場合はその金額を上限に補償します。ただし、メーカーの修理保守期間が終了しており当該端末の修理自体を行うことができないときは補償の対象外となります。

ご利用例（保険申込み日：5/12 / 保険料の支払い方法をクレジットカード払いとした場合）

【修理費用保険金額】 200,000 円 / 【紛失保険金額】 100,000 円



初年度のみ、責任開始日から契約開始日までの期間を含みます

機種を変更された際は当保険の補償対象端末の変更を忘れずに行ってください

- 端末登録時の注意点
- 登録端末はいつでも変更が可能です。ただし主端末から副端末への変更はできますが、副端末から主端末への変更はできません。
 - 補償対象端末から削除（解約含む）した端末の再登録や新規でお申込み、別契約へ追加登録はできません。

02 引受条件について

- ① お申込み時点で破損や故障している端末はお引受けできません。
- ② 同一端末に対する複数契約はできません。
- ③ 補償対象端末から削除（解約を含む）した端末の再登録はできません。

また、当該端末を補償の対象とする新規申込みおよび、別の保険契約への追加登録はできません。
なお、ドローンやお掃除ロボット等、操作者から離れた地点で動作する機器はお引受けできません。

03 保険料の払方と払込方法について

- ・ この保険の保険料の払方は月払いのみです。
- ・ 保険料の払込方法は、クレジットカード払い・キャリア課金払いのうちいずれかをお選びいただけます。

04 事故が発生した場合

当保険は、メーカーや正規サービスプロバイダでの修理の他、キャリアショップなどでの修理に対して幅広く利用することができます。ただし、日本国内で修理された場合に限りです。

必要書類をお手配いただき、修理後にマイページ（お客さま専用のウェブページ）から保険金請求を行ってください。

保険金お支払いの流れ

補償対象端末が破損、損壊および故障等された場合

- ① 事故端末の損害状況（故障箇所を含む端末全体）を撮影
- ② 事故端末を修理業者にて修理のうえ、修理内容が明記された「修理報告書」と「領収書」を取得
※修理不能の場合もその旨が明記された「報告書」を取得
- ③ 当社マイページから保険金請求
- ④ 当社にてご申告内容とご提出書類を基に審査のうえ、保険金をご指定の金融機関口座にお振込み



補償対象端末が盗難にあった場合

- ① 警察へ被害届を提出し以下の書類を取得
 - ・ 盗難事件受理番号表 ※1
 - ・ 回線を停止したことを証明する書類 ※2
- ② 上記「補償対象端末が故障した場合」の③④と同じ流れとなります。

補償対象端末を紛失した場合

- ① 警察へ遺失物届を提出し以下の書類を取得
 - ・ 遺失物届受理番号表 ※1
 - ・ 紛失した通信端末と同種同等の機器を購入したことを証明する書類
- ② 上記「補償対象端末が故障した場合」の③④と同じ流れとなります。

※1 警察への受付記録となる書面等が発行されない場合は、下記の点を確認のうえ、保険金請求時に備考欄へご記載ください。

- ・ 届出された警察署情報（警察署および部署名/住所/電話番号/担当者）
- ・ 届出された日時・被害届の受理番号

※2 回線契約のあるスマートフォンやタブレット端末が盗難にあった場合は追加で以下の書類が必要です。

- ・ 機種変更控え
- ・ SIMカード再発行手続き控え
- ・ 回線契約の解約控え

- ・ 当社は保険金請求に必要な書類が当社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に保険金をお支払いします。ただし、請求された内容において確認事項が発生した場合はこの限りではありません。
- ・ 保険金お支払いの可否およびお支払いする保険金の金額は、ご契約者・被保険者のご申告内容とご提出いただく書類をもとに審査・決定いたします。
- ・ ご契約時に設定した修理費用保険金額および紛失保険金額が主端末・副端末に対する当初の支払上限保険金額になります。支払上限保険金額よりお支払いした保険金の額を差し引いて次回の支払上限保険金額とします。保険期間中に何度事故があっても、その時の支払上限保険金額を限度としてお支払いします。なお、保険期間中にお支払いした保険金の総額が修理費用保険金額および紛失保険金額の上限額に達したときはこの保険契約の補償は消滅します。※「注意喚起情報の11.補償の消滅と復元」をご参照ください。

<紛失した端末に関する補足説明>

- ・ 当社が保険金を支払う前にその通信端末が回収された場合は、その回収物について紛失の損害は生じなかったものとみなします。

05 保険金をお支払いできない主な場合（免責事由）

外装破損、損壊、水濡れ全損、故障、および盗難の場合

- ① 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食いなどによって生じた損害
- ② 保険の対象の欠陥によって生じた損害
- ③ 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- ④ 被保険者と世帯を同じくする親族の故意によって生じた損害
- ⑤ 置き忘れまたは紛失によって生じた損害
(注) 事故発生後、補償対象機器が発見または回収された場合、その間に生じた損害を含みます。
- ⑥ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- ⑦ 水災によって生じた損害
- ⑧ 台風、旋風、暴風、暴風雨等の風災によって屋外に所在する保険の対象に生じた損害
- ⑨ 購入から1年以内のメーカーの瑕疵による故障などによる損害
- ⑩ 日本国外で生じた損害

紛失の場合

以下の事由が免責事由に加わります。(上述の⑤は除く)

- ⑪ 第三者またはペット等のいたずらまたは加害行為による損害
- ⑫ 取扱書等に定められた、危険、警告、注意事項として禁止された行為に関し、損害が生ずることが予見できるにもかかわらず行ったことによって生じた損害

詳しくは次をご覧ください。

約款第2章「修理費用保険金の支払」第10条（保険金をお支払いしない場合）

紛失時の保険金支払いに関する特約 第6条（保険金をお支払いしない場合）

06 保険期間について

この保険の保険期間は1年ですが、それ以降更新により補償の継続が可能です。

※「注意喚起情報」の「7.保険契約の継続」もご参照ください。

07 満期返戻金・契約者配当金について

この保険契約には満期返戻金、契約者配当金はありません。

08 解約返戻金について

この保険契約には解約返戻金はありません。

注意喚起情報

この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。特に「保険金をお支払いできない主な場合」など、お客様にとって不利益となることが記載された部分については必ずご確認ください。

この「注意喚起情報」は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については「普通保険約款」に記載しておりますのでご確認ください。また、ご不明な点については弊社までお問い合わせください。

01 クーリング・オフ

この保険契約は、保険期間が1年以内であるため、クーリング・オフの対象とはなりません。

02 告知義務

ご契約者には、ご契約時に当社に重要な事項を申し出いただく義務（告知義務）があります。ご契約時に当社が定める保険契約申込書の告知項目について事実を告知されなかったり、事実と相違することを告知された場合には、ご契約を解除したり保険金をお支払いできないことがあります。ご契約時に次のいずれかに該当する事実があった場合には、保険契約は無効または取消になります。

- ① ご契約者もしくは被保険者が保険の対象についてすでに保険金を支払うべき事故が生じていたことを知っていた場合
- ② ご契約者もしくは被保険者が保険金を不法に取得する目的をもって締結した場合
- ③ ご契約締結時にご契約者もしくは被保険者による詐欺または脅迫行為があった場合

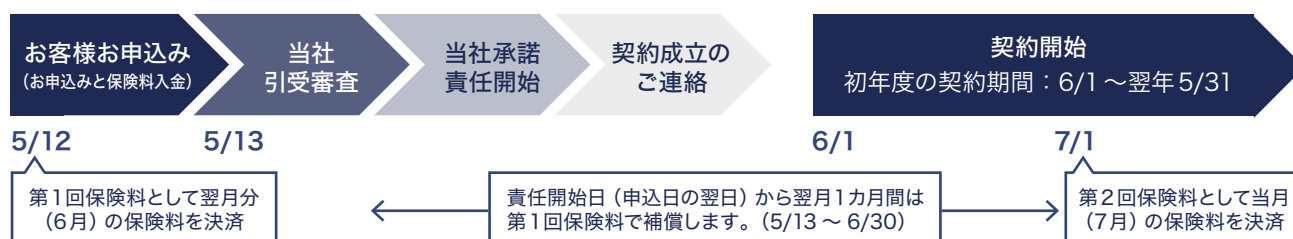
03 責任開始日

保険契約は保険契約のお申込みと保険料の受領によって成立します。当社所定のウェブサイトですべての事項の入力後、当社へ送信されたものを当社が受信したときをもってお申込みがあったものとします。

第1回保険料が入金され、審査の結果保険契約を当社が承諾した場合、申込日の翌日が責任開始日になります。また、当社が保険契約のお申込みを承諾した後に第1回保険料が入金された場合、第1回保険料入金日が責任開始日になります。なお、クレジットカード払いの場合はそのカードのオーソリゼーション取得日、キャリア課金払いの場合は携帯電話事業者の売上承認取得日を第1回保険料入金日とします。

お申込みと責任開始日

【例】保険申込み：5月12日 保険料のお支払い方法：クレジットカード払い



お申込みの審査はお申込日の翌日に行います。(翌日が土日祝日の場合は翌営業日の審査となります)

審査の結果、当社がお申込みを承諾する場合は保険申込日翌日に遡り補償を開始いたします。ただし、確認事項が発生した場合はそれらの情報が確認でき次第の承諾となります。

04 保険証券

当社は、この保険において保険証券またはこれに代わる書面の発行は行いません。ご契約成立後に、マイページにて契約内容をご確認ください。

05 通知義務

ご契約者または被保険者には、機種変更等により保険の対象の変更が生じる場合には、遅滞なく当社までご連絡いただく義務があります。変更の事実が生じているにもかかわらず変更手続きをされなかった場合には保険金をお支払いできないことがあります。

また、紛失した通信端末を発見し回収した場合は直ちにその旨を当社に通知しなければなりません。

06 保険料の払込猶予期間

第2回目以降の保険料の払込みについては、月単位の契約応当日の属する月の初日から末日までの期間（以下「払込期月」といいます）に保険料が払込まれなかった場合、払込期月の翌月初日から翌々月末日（以下「猶予期間」といいます）までに、払込期月の未払込保険料と猶予期間の保険料を当社に払込むことを要します。

保険料払込猶予期間末日までに払込まれるべき保険料の払込みがない場合には、保険契約は猶予期間満了日の翌日に失効します。失効日以降に保険金の支払事由が生じても補償対象となりませんのでご注意ください。

07 保険契約の継続

当社は保険期間満了日の2ヵ月前までにマイページにて保険契約の継続案内を行います。ご契約者より保険契約満了の前日までに特段の意思表示がない場合は更新前の契約条件で保険期間満了日の翌日（以下「継続日」といいます）にこの保険契約は継続されます。

継続保険料は継続日の属する月の末日までに払込むことを要します。この場合、払込猶予期間は継続日の属する月の翌々月末日になります。継続保険料の払込みがなされないまま払込猶予期間を経過したときは、払込猶予期間満了日の翌日にこの保険契約は失効します。当社は当社の定めるところにより継続時の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。また、当社の定めるところによりご契約者にあらかじめ通知した上で、保険契約を継続しない場合があります。

08 保険金額の増額または減額（※こちらは「契約概要」にも該当する項目です）

当社は保険契約者より修理保険金額の増額または減額の申し出があっても、保険期間中の変更は取り扱いしません。

09 保険期間中の保険料の増額または保険金の削減（※こちらは「契約概要」にも該当する項目です）

保険契約の計算基礎に著しく影響を及ぼす状況変更が発生した場合は、当社の定めるところにより、保険期間中に保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。また、想定外の事象発生により当社の収支に著しい影響を及ぼす状況変更が生じた場合は、当社の定めるところにより保険金を削減して支払うことがあります。

10 補償の重複

被保険者が当社以外の補償内容が同様の保険契約に加入されている場合には、補償範囲が重複することがあり、重複した範囲において保険金が減額されるもしくは受け取れない場合があります。ご加入されている保険契約（火災保険の持出家財特約や傷害保険の携行品特約など）の補償範囲および保険期間をご確認ください。

11 補償の消滅と復元

① 被保険者へ支払った保険金の総額が修理費用保険金額（年間200,000円）に達した場合は、この保険契約の補償は消滅します。

また、被保険者へ支払った紛失保険金の総額が紛失保険金額（年間100,000円）に達した場合は、紛失に対する補償が消滅します。

② 消滅した補償については保険契約が継続されたときに復元します。

③ 補償が消滅した場合の保険料の返戻はありません。

12 重大な事由による解除について

次のような重大事由が生じた場合ご契約を解除することがあり、保険金をお支払いできないことがあります。

① 保険金を支払わせることを目的として損害または費用を発生させた場合

② 保険金の詐取を行った場合

③ 保険契約者または被保険者が暴力団関係者（暴力団関係企業および暴力団でなくなってから5年を経過しない者を含む）、その他の反社会的勢力に該当すると認められる場合

13 保険金をお支払いできない主な場合（免責事由）

「契約概要」の「5.保険金をお支払いできない主な場合（免責事由）」をご参照ください。

14 少額短期保険業者について

当社は、保険業法に定める「少額短期保険業者」です。少額短期保険業者が引受可能な保険契約については以下の制限があります。

- ① 損害保険分野については、保険期間2年以内、保険金額1,000万円以下です。（この「通信端末修理費用補償保険」の保険期間は1年です。）
- ② 同一の被保険者について引受可能なすべての保険の保険金合計額は1,000万円以内です。
- ③ 一契約者について損害保険分野において引受可能な保険金額の合計額上限は10億円です。

15 少額短期保険業者破綻時の取扱いについて

少額短期保険業者が経営破綻した場合であっても、「損害保険契約者保護機構」の行う資金援助などの措置の対象ではありません。また、保険業法第270条の3第2項第1号に規定する「補償対象契約」にも該当しません。

16 お客様に関する情報の取扱いについて

① 主な利用目的

当社が保険契約申込書などから得たお客様に関する情報は、保険引受の判断、保険契約の履行（保険金支払いなど）のために利用するほか、当社およびグループ会社（関連会社・団体を含みます）が保険商品、各種サービスの案内・提供のために利用することがあります。

② 第三者への情報提供

当社は次の場合を除いて、ご契約者・被保険者の同意がなければ第三者に個人情報を提供しません。

- (1) 法令に基づく場合
 - (2) 当社の業務遂行上必要な範囲内で、代理店を含む委託先に提供する場合
 - (3) 当社のグループ会社・提携先企業・保険会社および関係省庁との間で共同利用を行う場合
 - (4) 再保険（再々保険以降の出再を含みます。以下「再保険」といいます。）のため、本契約に関する情報を再保険取引会社に提供する場合
 - (5) 不適切な保険取引や保険金支払いを未然に防ぐための他の保険会社との情報交換に必要な場合
- ※詳細は当社ホームページ（<http://www.sakura-ssi.co.jp>）をご参照ください。

17 「支払時情報交換制度」について

当社は（社）日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および特定の損害保険会社とともに保険金などのお支払いまたは保険契約の解除、取消しもしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。

※「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険会社などの社名につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会ホームページ（<http://www.shougakutanki.jp/>）をご参照ください。

18 指定紛争解決機関について

当社との間で問題解決ができない場合は、一般社団法人日本少額短期保険協会が運営し、当社が契約する指定紛争解決機関「少額短期ほけん相談室」をご利用いただくことができます。

少額短期ほけん相談室：0120-821-144

受付時間：平日 9：00～12：00、13：00～17：00（土・日・祝日、年末年始の休業期間除く）

さくら少額短期保険株式会社

エディオン モバイルe保険 PRO 専用デスク



0120-300-332

受付時間 10：00～20：00（年末年始を除く）

さくら少額短期保険株式会社

お客様相談窓口（メール問合せ）

QRコードを読み取り、
お問い合わせフォームよりご連絡ください。

※2営業日以内に専門部署よりご返信いたします。



ネットトラブル弁護士費用補償保険

契約概要

この「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

01 商品のしくみと補償内容について

【特徴】

この保険は、インターネットを通じて生じたトラブル（以下、ネットトラブルといいます）解決のための弁護士費用またはそのトラブルによって賠償責任を負った場合を補償する保険です。

【補償の対象となる方】

記名被保険者および記名被保険者と同居する親族

【補償内容とお支払する保険金額】

各場合におけるお支払い事由、お支払い範囲、保険金限度額は以下の通りです。

ネットトラブル弁護士費用保険金	
支払事由	被保険者の私生活において生じたネットトラブル（注1）に起因して被保険者が被害事案に直面した場合、被保険者がその損害賠償請求または差止請求について弁護士と弁護士委任契約を締結し負担した弁護士費用等（注2）
支払範囲	弁護士費用等のうち、次の各号のすべてに該当するもの (1) 事故が生じた日からその日を含め1年以内に締結された弁護士委任契約において対象となった被害事案について生じた費用 (2) この保険契約が有効に継続している間に締結された弁護士委任契約において対象となった被害事案について生じた費用 (3) 日本国内における弁護士の活動に伴い、日本国内で発生した費用 (4) あらかじめ当社の同意を得て支出した費用
保険金限度額	1,000,000円（1保険期間1回、てん補割合 90%とする）

ネットトラブル賠償責任保険金	
支払事由	被保険者の私生活において生じたネットトラブルに起因して被保険者が他人から受けた法律上の損害賠償請求の解決について弁護士と弁護士委任契約を締結し、かつその損害賠償請求に対して法律上の損害賠償責任を負った場合の費用
支払範囲	次の各号に該当するもの (1) 被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金 (2) 損害賠償責任の解決について、被保険者があらかじめ当社の同意を得て支出した弁護士費用等または示談交渉に要した費用 (3) 被保険者が当社の要求に従い、協力するために直接要した費用 ※ただし、ネットトラブル弁護士費用保険金の支払範囲となる実費については、重複して支払わないものとする。
保険金限度額	10,000,000円（1保険期間1回）

＜ネットトラブル（注1）について＞

- ① インターネットを通じて生じた次の各号の事由に起因して、他人との間に発生したトラブルをいいます。
 - (1) 対象機器からの電磁的データの流出
 - (2) 迷惑行為・投稿、誹謗中傷、風評被害、いじめ、なりすまし行為または脅迫行為
 - (3) 著作権、肖像権、商標権、特許権等の知的財産権、名誉権、プライバシー権その他法令上または契約上の権利を侵害する行為
- ② 次の各号の事由については、他人の行為に起因するこれらの事由によって被保険者が被害を被った場合にのみ、ネットトラブルに含みます。
 - (1) 不正アクセス等の行為またはマルウェア感染
 - (2) 出会い系サイトを介して生じたトラブルまたはストーカー行為、恐喝、誘拐、詐欺等の犯罪行為
 - (3) ネットショッピング、ネットオークションまたはネットフリーマーケット等で生じた高額課金または不当請求
 - (4) ネットバンキングまたはクレジットカード等の不正な使用

＜弁護士費用等（注2）について＞

法律相談費用を除く弁護士への報酬（普通保険約款ネットトラブル22、23ページ参照）、訴訟費用、仲裁、和解もしくは調停に要する費用またはその権利の保全もしくは行使の手續きに必要の費用（これらにかかる消費税額を含みます。）をいいます。

02 引受条件について

成人している個人に対し、1契約までお申し込みが可能です。

なお、以下に該当する場合はお引受けができません。

- ① 保険契約者または被保険者について、法令で定める引受限度額を超過するとき
- ② 保険契約者または被保険者について、保険金請求に関し詐欺行為を行なったことがあるとき（その可能性が強く疑われる場合を含む）
- ③ 当社の保険契約において過去における保険金請求頻度が高いときまたは保険金の受取額が多いとき
- ④ 保険契約者または被保険者が反社会的勢力に該当すると認められるとき

03 保険料の払方と払込方法について

通信端末修理費用補償保険の払方、払込方法に準じます。

04 保険金をお支払いできない主な場合（免責事由）

以下の各号のいずれかに該当する場合には、保険金をお支払いできません。

こちらには主な場合を記載しています。詳しくはネットトラブル弁護士費用補償保険 普通保険約款をご参照ください。

保険金の名称	免責事由
各保険金共通	当社は、次の各号のいずれかに該当する場合またはこれらの事由によって生じた事故または損害に対しては、すべての保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意 ② 被保険者の職務または業務の遂行に起因して生じた事由 ③ 保険契約者または被保険者による不正アクセス等の行為、マルウェアの作成もしくは意図的配布またはゲリラ活動等の侵害行為 ④ 待機期間が経過する日までに発生していたと当社が合理的に判断する事故に起因して生じた損害
ネットトラブル 弁護士費用 保険金	当社は、各保険金共通の免責事由の他、次の各号のいずれかに該当する場合またはこれらの事由によって生じた事故、相談事案、被害事案または損害に対しては、ネットトラブル弁護士費用保険金をお支払いできません。 ① 被保険者の闘争行為、自殺行為、犯罪行為または重大な過失 ② 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受取るべき場合において、その者またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受取るべき金額を除く。 ③ 被保険者が他人に損失を与えることを認識していながら行った行為 ④ 保険契約者と被保険者の間または被保険者相互間で生じた事由 ⑤ 婚姻、離婚、親子関係、養子、親権、後見、扶養または相続について生じた事由 ⑥ 被保険者以外の者が遭遇した事実起因して、被保険者が監督義務者または扶養義務者としてネットトラブルに直面した場合 ⑦ 契約上の地位の移転、債権譲渡、債権引受、相続その他の事由により権利義務の移転があった結果、移転前に生じていた事故に関し、被保険者が当事者となった場合 ⑧ 社会通念上、法的解決になじまないと考えられるトラブルであって、以下のいずれかに該当するもの (1) 社会生活上の受忍限度を超えとはいえないもの (2) 一般に道徳、道義、倫理その他の社会規範に基づく解決が妥当であると考えられるもの (3) 自律的な法規範を有する社会または団体の裁量の範囲に属する事実と認められるもの ⑨ 憲法、条約、法律、命令、規則および条例の制定または改廃について要求するもの ⑩ 自動車交通事故に関するもの ⑪ 国、地方公共団体、行政庁その他の行政機関を相手方とするもの ⑫ 取引によって取得もしくは譲渡した不動産、動産、有価証券またはその他の権利の財産的価値が、経済状況または社会情勢の変化等に伴って変動したことにより、当該取引の相手方との間で発生したもの ⑬ 刑事事件、少年事件または医療観察事件 ⑭ 保険契約者または被保険者の公序良俗に反する行為または社会通念上不当な請求行為 ⑮ 当社、当社の株主またはその関連法人、ならびにこれらの役職員を相手方とする場合 ⑯ 弁護士委任契約を締結した弁護士を相手方とする場合 ⑰ 被保険者が相手方に請求する額が5万円未満のもの ⑱ 保険契約の趣旨に鑑み、濫用性が高いと当社が判断する以下の行為 (1) 権利行使によって何ら利益がもたらされないにもかかわらず、単に相手方を害する目的でなされる行為 (2) 権利行使によって得る利益と比較して、相手方の受ける不利益が明らかに大きい行為 (3) 実現不可能な行為を要求する等、正当な権利行使の範囲を逸脱した行為 (4) その他、(1) から (3) と同程度に濫用性が高いと考えられる行為 ⑲ 被保険者が弁護士委任契約を締結し法的解決を図ったとしても、勝訴の見込みまたは委任の目的を達成する見込みのないことが明らかな場合
ネットトラブル 賠償責任 保険金	当社は、共通の免責事由の他、以下の各号のいずれかに該当する場合またはこれらの事由によって生じた事故、損害または損害賠償責任に対しては、ネットトラブル賠償責任保険金を支払わない。 ① 被保険者の心神喪失または指図 ② 被保険者が他人に損失を与えることを認識していながら行った行為 ③ 被保険者の詐欺または横領 ④ 被保険者と第三者との間に損害賠償責任に関する約定がある場合において、その約定により、加重された損害賠償責任 ⑤ 他人の身体の障害または他人の財物の滅失、破損、汚損、紛失または盗難に対する損害賠償責任 ⑥ 被保険者が支出したと否とを問わず、違約金に起因する損害賠償責任

05 保険期間について

この保険の保険期間は1年ですが、それ以降更新により補償の継続が可能です。
※「注意喚起情報」の「7.保険契約の継続」もご参照ください。

06 満期返戻金・契約者配当金について

この保険契約には満期返戻金、契約者配当金はありません。

07 解約返戻金について

この保険契約には解約返戻金はありません。

注意喚起情報

この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。特に「保険金をお支払いできない主な場合」など、お客様にとって不利益となることが記載された部分については必ずご確認ください。

この「注意喚起情報」は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については「普通保険約款」に記載しておりますのでご確認ください。また、ご不明な点については弊社までお問い合わせください。

01 クーリング・オフ

この保険契約は、保険期間が1年以内であるため、クーリング・オフの対象とはなりません。

02 告知義務

ご契約者には、ご契約時に当社に重要な事項を申し出いただく義務（告知義務）があります。ご契約時に当社が定める保険契約申込書の告知項目について事実を告知されなかったり、事実と相違することを告知された場合には、ご契約を解除したり保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 保険契約者の氏名および住所
- ② 記名被保険者の氏名および住所
- ③ 保険契約者と記名被保険者の続柄
- ④ 現在および過去1年以内における当保険と同一の補償を行う他の保険契約等の有無
- ⑤ ④の保険に関する保険金請求履歴

03 契約開始日と待機期間

保険契約は保険契約のお申込みと保険料の受領によって成立します。当社所定のウェブサイトですべての事項の入力後、当社へ送信されたものを当社が受信したときをもってお申込みがあったものとします。

第1回保険料が入金され、審査の結果保険契約を当社が承諾した場合、申込日の翌月1日より契約開始となります。また、当社が保険契約のお申込みを承諾した後に第1回保険料が入金された場合、第1回保険料入金日の翌月1日が契約開始日となります。なお、クレジットカード払いの場合はそのカードのオーソリゼーション取得日、キャリア課金払いの場合は携帯電話事業者の売上承認取得日を第1回保険料入金日とします。

※ 通信端末修理費用補償保険はお申込みの翌日より補償（責任）開始となりますが、以下2つの補償は保険金のお支払い対象とならない期間（待機期間）がありますのでご注意ください。

保険金の名称	待機期間	
ネットトラブル弁護士費用保険金 ネットトラブル賠償責任保険金	初年度の契約開始日を含めて右記の期間	90日間

04 保険証券

当社は、この保険において保険証券またはこれに代わる書面の発行は行いません。ご契約成立後に、マイページにて契約内容をご確認ください。

05 通知義務

保険契約締結後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、遅滞なく当社までご連絡いただく義務があります。変更の事実が生じているにもかかわらず変更手続きをされなかった場合には保険金をお支払いできない場合や契約を解除することがあります。

- ① 記名被保険者が国内に居住しなくなったこと
- ② 保険契約者と記名被保険者の続柄に変更が生じたこと
- ③ ①および②の他、告知事項の内容に変更を生じさせる事実（告知事項のうち、保険契約締結の際に当社が電磁的方法により交付する書面等において、この通知事項として定めたものに関する事実に限る。）が発生したこと

また、保険継続時において、告知事項に変更がある場合も遅滞なく当社までご連絡いただく義務があります。

＜告知項目＞

- ① 保険契約者の氏名および住所
- ② 記名被保険者の氏名および住所
- ③ 保険契約者と記名被保険者の続柄
- ④ 現在および過去1年以内における当保険と同一の補償を行う他の保険契約等の有無
- ⑤ ④の保険に関する保険金請求履歴

06 保険料の払込猶予期間

第2回目以降の保険料の払込みについては、月単位の契約応当日の属する月の初日から末日までの期間（以下「払込期月」といいます）に保険料が払込まれなかった場合、払込期月の翌月初日から翌々月末日（以下「猶予期間」といいます）までに、払込期月の未払込保険料と猶予期間の保険料を当社に払込むことを要します。

保険料払込猶予期間末日までに払込まれるべき保険料の払込みがない場合には、保険契約は猶予期間満了日の翌日に失効します。失効日以降に保険金の支払事由が生じても補償対象となりませんのでご注意ください。

07 保険契約の継続

当社は保険期間満了日の2ヵ月前までにマイページにて保険契約の継続案内を行います。ご契約者より保険契約満了の前日までに特段の意思表示がない場合は更新前の契約条件で保険期間満了日の翌日（以下「継続日」といいます）にこの保険契約は継続されます。

継続保険料は継続日の属する月の末日までに払込むことを要します。この場合、払込猶予期間は継続日の属する月の翌々月末日になります。継続保険料の払込みがなされないまま払込猶予期間を経過したときは、払込猶予期間満了日の翌日にこの保険契約は失効します。当社は当社の定めるところにより継続時の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。また、当社の定めるところによりご契約者にあらかじめ通知した上で、保険契約を継続しない場合があります。

08 保険金額の増額または減額（※こちらは「契約概要」にも該当する項目です）

当社は保険契約者より保険金額の増額または減額の申し出があっても、保険期間中の変更は取り扱いしません。

09 保険期間中の保険料の増額または保険金の削減（※こちらは「契約概要」にも該当する項目です）

保険契約の計算基礎に著しく影響を及ぼす状況変更が発生した場合や、不正アクセス等の行為、またはマルウェア感染の蔓延等による不測かつ急激な被害の増大等により、保険金の支払事由が一時に多数発生し、保険金の支払事由が集積した結果、当社の経営維持に重大な影響があると特に認めたときは、当社の定めるところにより保険期間中の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。

その他、想定外の事象発生により当社の収支に著しい影響を及ぼす状況変更が生じた場合は、当社の定めるところにより保険金を削減して支払うことがあります。

10 補償の重複

被保険者が当社以外の補償内容が同様の保険契約に加入されている場合には、補償範囲が重複することがあり、重複した範囲において保険金が減額されるもしくは受け取れない場合があります。ご加入されている保険契約の補償範囲および保険期間をご確認ください。

11 補償の消滅と復元

- ① ネットトラブル弁護士費用補償保険およびネットトラブル賠償責任特約の利用はそれぞれ1保険期間中1回までです。
- ② 消滅した補償については保険契約が継続されたときに復元します。

12 重大な事由による解除について

次のような重大事由が生じた場合ご契約を解除することがあり、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 保険契約者または被保険者が保険金を詐取する目的または他人に保険金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含む）をした場合
 - ② 保険金の請求に関し、被保険者に詐欺行為（未遂を含む）があった場合
 - ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当するとき。
 - （ア）反社会的勢力（注）に該当すると認められること。
 - （イ）反社会的勢力（注）に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。
 - （ウ）反社会的勢力（注）を不当に利用していると認められること。
 - （エ）法人である場合において、反社会的勢力（注）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - （オ）その他反社会的勢力（注）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
 - ④ その他この保険契約を継続することを期待しえない前①②③に掲げる事由と同等の事由がある場合。
- （注）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

13 保険金をお支払いできない主な場合（免責事由）

「契約概要」の「4.保険金をお支払いできない主な場合（免責事由）」をご参照ください。

14 少額短期保険業者について

当社は、保険業法に定める「少額短期保険業者」です。少額短期保険業者が引受可能な保険契約については以下の制限があります。

- ① 損害保険分野については、保険期間2年以内、保険金額1,000万円以下です。（この「ネットトラブル弁護士費用保険」の保険期間は1年です。）
- ② 1被保険者に対する保険金額は、お引受けするすべてのご契約を通算して1,000万円までです。ただし、賠償責任保険などの低発生率保険については、別に1,000万円までお引受けします。
- ③ 一契約者について損害保険分野において引受可能な保険金額の合計額上限は10億円です。

15 少額短期保険業者破綻時の取扱いについて

少額短期保険業者が経営破綻した場合であっても、「損害保険契約者保護機構」の行う資金援助などの措置の対象ではありません。また、保険業法第270条の3第2項第1号に規定する「補償対象契約」にも該当しません。

16 お客様に関する情報の取扱いについて

① 主な利用目的

当社が保険契約申込書などから得たお客様に関する情報は、保険引受の判断、保険契約の履行（保険金支払いなど）のために利用するほか、当社およびグループ会社（関連会社・団体を含みます）が保険商品、各種サービスの案内・提供のために利用することがあります。

② 第三者への情報提供

当社は次の場合を除いて、ご契約者・被保険者の同意がなければ第三者に個人情報を提供しません。

- （1）法令に基づく場合
- （2）当社の業務遂行上必要な範囲内で、代理店を含む委託先に提供する場合
- （3）当社のグループ会社・提携先企業・保険会社および関係省庁との間で共同利用を行う場合
- （4）再保険（再々保険以降の出再を含みます。以下「再保険」といいます。）のため、本契約に関する情報を再保険取引会社に提供する場合
- （5）不適切な保険取引や保険金支払いを未然に防ぐための他の保険会社との情報交換に必要な場合

※詳細は当社ホームページ（<http://www.sakura-ssi.co.jp>）をご参照ください。

17 「支払時情報交換制度」について

当社は（社）日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および特定の損害保険会社とともに保険金などのお支払いまたは保険契約の解除、取消しもしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。

※「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険会社などの社名につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会ホームページ（<http://www.shougakutanki.jp/>）をご参照ください。

18 指定紛争解決機関について

当社との間で問題解決ができない場合は、一般社団法人日本少額短期保険協会が運営し、当社が契約する指定紛争解決機関「少額短期ほけん相談室」をご利用いただくことができます。

少額短期ほけん相談室：0120-821-144

受付時間：平日 9：00～12：00、13：00～17：00（土・日・祝日、年末年始の休業期間除く）

さくら少額短期保険株式会社

エディオン モバイルe保険 PRO 専用デスク



0120-300-332

受付時間 10：00～20：00（年末年始を除く）

さくら少額短期保険株式会社

お客様相談窓口（メール問合せ）

QRコードを読み取り、
お問い合わせフォームよりご連絡ください。

※2営業日以内に専門部署よりご返信いたします。



PDNE04- 1-2409